

令和3年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日時 令和3年10月14日（木）午後2時から4時まで

場所 逗子市環境クリーンセンター 会議室

出席者 [委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、青 正澄、大橋 哲郎、
関水 はる子、渡邊 仁史、桐ヶ谷 一孝

欠席者 [委員] 丸山 広宣、高城 宏一

事務局出席者 環境都市部次長 青柳 大典

資源循環課長 中村 純一

資源循環課資源循環係長 森下 聡子

資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均

環境クリーンセンター所長 小川 慎

環境クリーンセンター収集係長 鷺原 尚仁

環境クリーンセンター処理係長 岩崎 敦

会議公開の可否 可

傍聴者 0名

議題等 (1) 令和3年度第1回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録について
(2) 逗子市環境クリーンセンター施設見学
(3) その他

配付資料 令和3年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第

資料1 逗子市環境クリーンセンターパンフレット

資料2 令和2年度 環境クリーンセンター処理施設稼働実績

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより、令和3年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

なお、南川会長から急用により開始時間に遅れますとの連絡がありましたので、会長がお見えになるまで、「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」第10条第3項により、副会長に会長の職務の代理をお願いいたします。

本日は委員6名の出席をいただいておりますので、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2

条第2項の規定により、会議は成立していることをご報告いたします。

今日、傍聴希望について10月12日までに事前連絡がありませんでしたが、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取扱うものでないことから、本市の情報公開条例の規定により、会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がありましたら、入場していただくこととします。

本審議会の議事は録音をとらせていただき、次回の開催日に皆様に確認、了解いただいたものを議事録としていきたいと思っております。この録音データ及び議事録は公開情報になります。

それでは、資料の確認をさせていただきます。今日準備させていただきました資料は、令和3年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第、資料1として逗子市環境クリーンセンターのパンフレット、資料2が令和2年度環境クリーンセンター処理施設稼働実績、以上になります。

お手元におそろいでしょうか。

それでは、橋詰副会長、よろしくお願いいたします。

【橋詰副会長】 それでは、南川会長が到着されるまでの間、代行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、議事次第にございますように、前回令和3年度第1回の逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録についてということでございます。事前に各委員に事務局より送付いただいております。内容の確認をしていただいたところだと思っております。確定ということでよろしいでしょうか。

それでは、確定とさせていただきます。

引き続きまして、議題の(2)に入ります。逗子市環境クリーンセンター施設見学ということでございますが、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 委員の皆さん、本日は逗子のはずれというか、池子の環境クリーンセンターまでありがとうございます。

本日審議会の場を、お時間いただきまして、環境クリーンセンターの施設も見学をしていただくということでお手元にパンフレットと資料2「環境クリーンセンター処理施設稼働実績」がありますけれど、主に見学していただく施設は、処理施設の稼働実績にあります焼却施設、粗大ごみの処理施設。ペットボトルの選別処理施設については、こちらの場内ではなくて、浄化センター内ですので、ここからは離れています。

それと、容器包装プラスチックの選別処理施設に、植木剪定枝の粉碎車両となっておりますが、ストックヤードを含めての見学になっています。

焼却施設については、処理能力にも書かれていますが、24時間稼働すると70トンの、お手元のパンフレットをご覧になったほうがいいかもしれません、また見学のときご案内します。

古い施設ですので、昭和54年に着工しまして、昭和56年に竣工した焼却炉。70トンの2基で、140トンの焼却炉。それに、ご案内しますが、粗大ごみの処理施設については、破碎処理施設として、これは焼却炉、56年竣工ですけど、昭和54年竣工ともっと古いものになります。

また、容器包装プラスチックの選別処理施設については、平成16年に最初の選別処理施設を整備しまして、その後、2回の更新がありまして、ちょうど今から2年前に更新した3代目の機械になります。

植木剪定枝粉碎処理車両となっていますのは、いわゆる略称チップくんというんですけど、剪定枝を粉碎、チップ化や堆肥化処理をする車両として、これはちょうど9年前に購入した車両になるかと思えますけど、そちらの見学ということになります。

こちら、環境クリーンセンターにつきましては、今現在正規の職員あるいは会計年度任用職員とって、昔でいう非常勤職員等を、合わせて所長の私以下58名の職員が働いております。

また、容器包装プラスチックにつきましては、株式会社パブリックサービスに処理委託してまして、登録している職員の方が13人で、大体8人から9人の方、一番多い日で9人の方が従事しております。

また、ごみの収集につきましては、今、直営の収集のほかに委託の収集を行ってまして、大体可燃ごみ、容器包装プラスチック、それぞれ半分ずつ、50%前後委託ということで、それ以外の植木ごみであったり、不燃ごみ、空きびん、ペットボトルや危険有害ごみ等、可燃ごみと容器包装プラスチックのごみ以外は、全て委託収集になっています。

その委託収集に携わる職員が、ペットボトルの選別処理施設の委託と合わせて、株式会社神中運輸に委託していますが、大体16人位の職員で行っているということで、合計すると逗子市内のごみの収集処理にかなりの人数が当たっているという状況でございます。

焼却した後のごみ、あるいは、粗大ごみの破碎残渣につきましては、逗子市最終処分場も保有していますので、今、第3処分場と私どもは言っていますが、3番目の処分場があるんですけど、そちらに埋め立てはしていたんですが、ちょっと容量がかなりないということで、今は、埋め立ては休止しておりまして、灰につきましては全量を灰溶融や焼成、若干だけ埋め立てということで場外搬出の処理をしております。

また、ペットボトル、容器包装プラスチックについては、容器包装リサイクル協会等の資源化処理で、植木剪定枝につきましても植木ごみ別収集を、家庭から出る収集は別収集。あるい

は、事業者側持ち込みごみも可燃ごみとは別にストックヤードにためていますので、それを事業者によって場外搬出で資源化处理というようなことになっています。

施設について、はなはだ雑駁な説明になりますが。

【事務局】 代わりまして先ほどの灰の溶融について説明いたします。ちなみに、第3処分場と言いましたが、こちら上がってきたところに昔の56年製の前の旧焼却炉の建屋だけ残っているんですけど、そちらのごみはこの下が第1処分場として埋め立てたところ。これからご覧になります容器包装プラスチックの選別処理施設が置いているところが第2処分場というような扱いになっています。

【事務局】 先ほど、所長のほうからお話のありました灰の資源化ということで、当環境クリーンセンターでは溶融、焼成、あと、微量ですけど埋め立てを行っています。その中で溶融ということの説明させていただきます。

灰を再度高温にさらすことで、その中の有用な金属等々を回収し、その他余ったものを、要は人工的な石みたいなものにして、路盤材として利用しております。回収された金属なんですけど、こちらに見本がございまして。大体、ここに書いてあるとおり1,350度から1,450度の高温になって、出てきたものが冷やされて各重金属とか、鉄とか、その他になって資源化されております。

焼成については、この溶融よりももうちょっと低い温度で砂状にして、それも道路の路盤材等々に使用されております。以上です。

【橋詰副会長】 溶融も焼成もメルテックさんとここでやっているということですか。

【事務局】 溶融は3社ありまして、メルテックと、中央電気、中部リサイクル、それぞれ小山市と鹿嶋市と名古屋市に出しております。

【関水委員】 よく使われているんですかね。使われているの、それ。

【事務局】 路盤材として需要があります。

【関水委員】 あるの、そう。

【事務局】 ちょうど今、全国的にもインフラ再整備の時期もありますよね。ですので、その溶融の各会社も、今ある溶融炉を増設する計画を全て持っています。

【関水委員】 それは補助金が出るからでないの。そうでなくて、商売として。

【事務局】 商売としてですね。

【事務局】 溶融各社の、2か月ごとでしたか、一応できたものの出先、売った先の報告が上がっています。

【橋詰副会長】 溶融しているところの仕事というのは、それだけなんですか。ほかの仕事もやっているんですか。

要は、僕の知りたいのは、熱源をどうしているかということなんです。エネルギーをどうしているか。

【事務局】 中央電気と中部リサイクル。鹿嶋と名古屋については電気炉で溶かしています。

【橋詰副会長】 電気炉ですね。

【事務局】 メルテックに関しては、コークスベッド方式で燃料を追加しておりますので、熱利用というものはされておられません。

【橋詰副会長】 結構大きいですよ。溶融されたものが。

【事務局】 そうですね。

【橋詰副会長】 そこにある大きいものもそうですか。

【事務局】 これは路盤材。これを砕くんですけど。

【事務局】 現地工場に現地確認に行きますと、ご説明では路盤材含めて使う側の需要によって大きさを変えている。

【橋詰副会長】 変えているわけですか。

【事務局】 大きいままにしたり細かく砕いたりという対応をしていると聞いております。

一時期のセメント化するよりは、溶融したもののほうが需要があると認識しておりますけど、今、セメント化は逆に下水の汚泥含めてなかなか受け入れ先が逆に厳しくなってきましたし、逆に東京都23区がセメント化していたのがちょっと受け入れ先が厳しくなってきました、まだ東京湾でも埋め立てはしますけど、東京湾は最後の処分場1個しかないので、東京都もだんだん溶融のほうに今スライドしている状況ですね。

【橋詰副会長】 エコセメントと言われているものの需要が少ないという。

【事務局】 なかなかちょっと厳しいのかなという。

【事務局】 また、終わった後に見学後に時間を設けますので、ではこれから。

【事務局】 現場を見ていただいたほうが。その中でもやりとりさせていただいて。

【事務局】 ヘルメットと軍手着用していただきまして。

【事務局】 荷物は、差し支えないものは置いていって構いませんし、逆にカメラで撮影されるようでしたら、委託事業者とか市民の持ち込みの方さえ映らないようにしていただければ構いませんので。

(見 学)

【南川会長】 ありがとうございます。

私なんかも仕事で結構あちこち見ているんですけども、ここまで丁寧に実は見てきたのは久しぶりでございました。ほんとうにありがとうございました。

さて、皆様、今日感じられたこととか、少しこの辺が分からなかったとかあれば、忌憚なく聞いていただきたいんですが。1つ、私も口火を切って申しわけないんですけど、不織布なんかもある意味でプラスチックですよ。今、ああいうのはどうなっていますか。不織布マスクなんていうのは。

【事務局】 マスクについては、基本的に可燃ごみとして焼却しております。

【南川会長】 悩ましいのは、もともとが廃棄物の処理というのは、衛生問題で本格的に始まって、特に、今回まではあまり大きな需要がなかったものですから、どちらかという資源循環とかいうほうだけに来ていると思うんですけど、今回分かったのは、病院とかああいうところは特殊なところとして感染性廃棄物サイクルの概念でしばって別に集めているんですけど、今回のように自宅療養とかが入ってきて、なおかつ、よく考えたら結構自宅で病気になる人が結構多くて、そういう場合にマスクとか、それから極端に言うとお弁当のプラスチックみたいなものもありますよね。あれまで気にしだすと実はきりがありませんけども、そこら辺は、だってもうマスクはこれからも多分可燃物で出してくるようになると思うんですけども、例えばお弁当のからとか、ああいうのはどんな感じになっています。箱弁当の、結構プラでできていますよね。

【事務局】 今のご質問とは少しそれてしまうんですが、やはり、逗子市でも若干自宅療養者の方がいらっしゃいまして、これは福祉部門なんですけど、県の保健所の方が把握しまして、県と市の福祉部門で自宅療養者のことは情報共有する。その際に市の行政から何らかの支援が必要かどうかということで、基本的には3日目からは県が食糧支援するんですけど、最初の1日、2日どうするのかとか。あるいは、パルスオキシメーターを貸出するかどうか。あと、委員長のおっしゃるように、ごみ出しの支援を求めるかどうかという聞き取りをしまして、今現在、合計で3世帯、今まで支援しております。

ごみ出しの支援に関しては、国のほうも二重の袋であればステーションに出していいことにもなっていますけれど、自宅療養者の方は二重の袋にさせていただいて、個別に自宅まで取りに行く。その際に私どもが集めているのが、可燃ごみ、容器包装プラスチックと、あとはペットボトルを集めさせていただいて、それ以外の、例えば空き缶であったりとか、別の資源ごみとかというのは集めないような形で、集めたものについては、可燃ごみは当然燃やしますし、容

器包装プラスチックもリサイクルせずに、ちょっとそれてしまうんですけど、それに限っては焼却というような、今は対応をしております。ちょっと悩ましいところなんですけれど。

【南川会長】 悩ましいのは、今回法律が動いて、容リ以外のものもできる範囲でまとめてくださいという話があって、当然、変に思い詰める人からすると、不織布のマスクだってプラだとか、それから、お弁当なんかもいろいろあって、結構プラで、安っぽいプラありますよね。ああいうのって、確かにあれですよ、一緒に出された場合に、不織布はお断りして燃やしてもらうにしても、お弁当なんてなかなか可燃ごみで出せというのは難しいですよ。

【事務局】 1つの考え方として、やはりコロナウイルス感染、まだ分からないことがありますが、一般的に72時間以上という大体菌が感染の危険がなくなるというようなことを言われていますので、そこら辺、問い合わせする場合は3日間ぐらい置いておいてください、その後ステーションであれば、恐らく大丈夫であろうというような感じで思っていますけど。

【南川会長】 皆さん、どうぞ気になったことを含めて、ぜひ現場の方によく分からないこと聞いていただいたほうがいいものですから。

【渡邊委員】 先日震度4の地震がありましたけど、このときは稼働中だったんですか。

【事務局】 焼却に関しては24時間稼働、土日は休炉の場合が多いですけど、している中で……。

【渡邊委員】 特に止まらなかった。

【事務局】 その際の安全点検でも大丈夫でしたし、翌日明るくなってから、今日ご覧になった粗大ごみの施設や容器包装プラスチックの施設も安全点検行いましたが大丈夫だったということです。

逆に、施設よりも、地震もそうですし、台風も、登ってきていただいた搬入路のがけのほう心配な部分はございます。

【渡邊委員】 ちなみに、耐震性ってどうなっているんですか。

【事務局】 基幹改良工事のときに耐震補強を。

【渡邊委員】 やっているんですか。ありがとうございます。

【事務局】 平成26年ですかね。

【渡邊委員】 3.11のときも特に変わらなかったですか。3.11のときは結構すごかったですけど。

【事務局】 その時、稼働していましたか。

【事務局】 稼働していました。ちょうど基幹改良の前調査が入っているときで、煙突がが

こがこ音を立てて揺れてみたいな。

【事務局】 建屋より煙突が心配ですね。

【大橋委員】 今日はありがとうございます。ほんとうに、ざっくりとした知識だけはあったけど、具体的にいろいろ、皆さんがどういうふうに手をいれられているか知れてすごいよかったです。ありがとうございます。

処分しきれないものって出てくるのかなという、素朴な疑問がありまして、資源に回しきれない品目だったりとか、何か法律だったりいうところがいろいろ動くのかなと思うんですが、何か直近でこういうものは今処分しきれなくて困っているんだよとか、何とかってもしあれば知っておきたいです。

【事務局】 最終的に持ち込まれての処分なのか、その前の出す部分なのかによってお答えが若干変わってしまうのかなと思うんですが。

【大橋委員】 出す側というよりは、ここで燃やしたり引き取っていただいたりというのが難しい品目って何か出たりするんでしょうか。

【事務局】 ここは一般廃棄物の処理施設ですので、いわゆる産廃、産業廃棄物が処理できない。ですので、改修工事とかで改修した機器や部分について場外搬出。あるいは、国のほうでリサイクル品目として定めているものはリサイクル処理しなければいけないので、家電4品目であったりパソコンであったりとかはリサイクルですけども、それは処分というよりも資源化でちょっとそれてしまうかもしれないですね。

【大橋委員】 では、ここに入ってくる時点で既に。

【事務局】 ある程度振り分けられている。

【大橋委員】 ありがとうございます。

【関水委員】 このバグフィルターはどれくらいで交換するんですか。

【事務局】 大体、5年が寿命と言われていまして。

【橋詰副会長】 小型家電という名前で集めている部分の話なので、ちょっと小型家電というのはやや幅広に集めているんですね。それは、集めたやつは結局どうしているんですって、すみません。

【事務局】 現在はリバーホールディングスに搬出して、破碎をして、プラスチックは代替燃料として。有価な金属類を取り直してリサイクルしています。

【橋詰副会長】 あそこから搬出なんですか。

【事務局】 はい、搬出です。

【橋詰副会長】　そこは処理委託なんですか。

【事務局】　そうです。

【橋詰副会長】　焼却とかには入ってこない。

【事務局】　ただ、分別に協力していただいて、小型家電はかなり出ていますので、逆に委託料はかなりかかるというところですね。そこが悩ましいところですね。分別協力していただく。

【橋詰副会長】　いわゆる製品プラスチックといわれているプラは分別していないですよ。だから、それはいわば可燃ごみ、大きさによっては粗大になるかもしれないけど、でなければ可燃ごみで出てくる。可燃系ではない製品プラが可燃ごみに多分入ってくる。こういうことですよね。それは燃やされているから、熱量アップにはなっている。こういうことですよ。

【事務局】　おっしゃるとおりです。

【橋詰副会長】　だから、今のプラスチック資源循環促進法でそこを分けろという話になってくると、どうしようかと悩ましくなってくる。

【事務局】　そうですね。

【南川会長】　まずはちょっと、大分プラ新法の件の中身がはっきりしてきたものですから、場合によったら次回冒頭やりますけど、どこまで忠実にやるかって難しいところなんです。特に、一緒に集めるところ話は、2段階あって、1つ目があれなんですよ、結構実は制限があって、容り法ルートに乗っけて集めるものについては、ほかの廃プラも一緒に容り以外のプラ容器も集めてください。ただし、団体で引き取るものについては、いろんな制限があるんです。大きさが一辺50センチ以下だとか、ほかのものとかくっついて汚れていないとか、幾つかあるものですから、それ自身はかなり限りがあって、その中で各自で判断して計画作ってやってくださいと。従来の容り以外のものも一緒に集めてください。

これについては容り協会が引き取ります。ただし、今日おっしゃっていた九十何%って話について言うと、容り法の部分については見ますけれども、あとは見ませんのでということで、その見ない部分をどうするかというのが今大問題になります。それは、国の中でやっていますけど。そういうことなんです。

もう一つあるのは、逆に大きなリサイクル業者がある限りは、市はリサイクル業者と一緒に計画をつくって、一切50センチとか、少々汚れていたらやめるとか、そういう制限なしに廃プラだったらなんでもいいから一緒に集めてもらうということもありますよ、その場合については市と、それから実際のリサイクル業者さんの間で一緒になって計画をつくってくださ

い。それについてはその団体で計画をするときに、誰に集配を、収集運搬を頼むのかも含めて計画をつくってくださいということになっています。

これについても容り法の部分については、容り協会を通しませんけれども、今、集めている440億かな、その中から必要な部分、容り法の対象部分についてだけは従来どおりのお金は出します。だから、それ以外は、もうあとは市当局と、それからリサイクル業者の間で相談して決めてくれというふうになっておるんですよ。ということで、ある種の選択制になっているんです。

それで、別に後者を選択しろとは言っていないですというのが現状になっていて、ちょっと、どうやって運用するのか、よく分からないというのが私の見たところなんですよ。なおかつ、条文を読んでもよく分からないんですよ、実を言うと、というのが実はあります。

実際、大部分の業者さんは、県市町村の、今のものにプラスアルファでどこまでやるかというのを選ぶと思います。僕もそれでいいと思うんですけどね。ただ、近いところに輸送費とかあまりかからないところに、立派なリサイクル業者がいて、その人がまとめてやりましょうと。そして、まとめて集めたうえで、あれだったら産廃も含めて一緒に処理して、そこからそれこそガス化とか液化をして、もとのナフサに近い形に戻して新しいものをつくる。そういう能力があるところがあればそれはそれでいいと思うんですけど、そうじゃないところについては、多分、今のものにプラスアルファでどこまでかとかになると思います。

【渡邊委員】 今のお話の理屈だと、今御説明いただいた中では、5万円かかっているうちの99%が容り協会に費用負担していただいて、500円負担。そこに仮にその他廃プラを全部入れ込んでしまったら、その分だけ逗子市さんは処理費が高くなるという。

【橋詰副会長】 高くなるでしょう、委託費が高くなる。

【橋詰副会長】 原理的には今までもその分は市町村がやっていますのでという言い方にはなりますけど。焼却施設かどうか知らないけど、そこは変わらないでしょうというのは多分容り協会側の考え方と思います。

【南川会長】 ただ、容り協会がそこまでいうかと思ったら難しい問題だよ。容り協会は容り協会でも彼らも自分がお金を持っているわけではなくて、スーパーとかあとはサントリーとか、化粧品会社とか、そこから全部ある種の計算をして金を取っていて、今、年に440億円かな、大体。集めて配っているわけであって、別に自分が持っているわけではない金なものですから、やっぱり集める限りはあなたのところは幾らですよと請求書を出さないといけないわけですよ。それ自身が文句が出ることもあるものですから、そこは意外とみんな神経を使ってやって

いるんですよ。

【渡邊委員】 先ほど、近くに大きなリサイクル業者さんがいらっしゃれば、そこと直接市は交渉してやってもいいよと言いますけど、そこに今度は500円で引き取ってもらえるかどうかというのは。

【南川会長】 それはまた別問題。

【渡邊委員】 別問題で、逗子市さんが頑張って容リ協会500円で引き取ってくれるから、この廃プラも全部500円で引き取ってみたいな、交渉をしないといけないという理屈になるんですよ。仮に500円でやるとすれば。

【南川会長】 いろいろな問題があります。また、場合だったら次回冒頭に進捗状況をご説明します。結構悩ましいです。

あと、皆さん、いかがですか。ご感想も含めて。関水さん、いかがですか。

【関水委員】 ペットボトルの作業、あれは何か、あれはないのかなと思いましたけれど。

【南川会長】 袋を破るとするのは難しいんですよ。

【関水委員】 大変ですよ、あれ、見ていたら。

【渡邊委員】 逗子市では、集めるときラベルを剥いでと言っていましたっけ。

【関水委員】 もちろん、言っていましたよ。

【南川会長】 ラベルを剥がない人っているんですね。

【関水委員】 いるんですね。

【南川会長】 今、できるだけお願いしているのは、自動販売機の隣には回収用ボックスを置いてくれと言っていますが、やっぱり逗子市も置いていますか、みんな。

【事務局】 ポイ捨て禁止の条例が平成10年に制定されていまして、そこでも義務付けをしていますので、置いています。

【南川会長】 あれは置いた人が自分で回収しているわけですか。

【事務局】 そうです。

【南川会長】 そういう意味で、スーパーなんかと原理は同じなんですね。売ったお店で回収するみたいなの。

【事務局】 はい。

【南川会長】 あとは、よろしいですか。

ありがとうございました。

その他、事務局からよろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、議題3、その他について。次回は1月を予定しております。また、日程については事前に調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。先ほどの会長のプラスチック資源循環促進法の御説明、次回よろしくお願いいたします。今回、9月の議会でも一般質問が出ていまして、全く先ほどの、今ここが問題なんだよというところを、私たちも答弁していますので、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 ありがとうございました。

— 了 —